

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	53,657	【流動負債】	18,490
普通預金	53,122	未払金	1,360
立替金	10	未払費用	5,163
未収入金	456	契約負債	2,200
前払費用	68	預り金	3,454
【固定資産】	7,124	未払法人税等	1,066
【投資その他資産】	7,124	未払消費税等	5,245
繰延税金資産	6,624	負債 債 合 計	18,490
敷金保証金	500	純 資 産 の 部	
		【株主資本】	42,291
		【資本金】	7,500
		【利益剰余金】	34,791
		【その他利益剰余金】	34,791
		繰越利益剰余金	34,791
		純 資 産 合 計	42,291
資 産 合 計	60,782	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,782

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：千円)

勘定科目	金額	
売上高		122,347
売上原価		9,511
売上総利益		112,835
販売費及び一般管理費		107,969
営業利益		4,865
【営業外収益】		
受取利息	1	
雑収入	948	949
経常利益		5,815
税引前当期純利益		5,815
法人税等		1,066
法人税等調整額		△ 6,624
当期純利益		11,373

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：千円)

勘定科目	金額
【株主資本】	
【資本金】	
当期首残高及び当期末残高	7,500
【利益剰余金】	
【その他利益剰余金】	
繰越利益剰余金	
当期首残高	23,417
当期変動額 当期純利益	11,373
当期末残高	34,791
利益剰余金合計	
当期首残高	23,417
当期変動額	11,373
当期末残高	34,791
株主資本合計	
当期首残高	30,917
当期変動額	11,373
当期末残高	42,291
純資産合計	
当期首残高	30,917
当期変動額	11,373
当期末残高	42,291

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

①重要な会計方針に関する注記

(1) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社におけるサービスの収益認識基準は次のとおりであります。

1. 成功報酬

主にM&A仲介事業であります。

M&A仲介事業は事業譲渡または株式譲渡の完了時点において履行義務が充足されることから、事業譲渡完了時点または株式譲渡完了時点または株式譲渡完了時点で収益を認識することとしております。

②会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項の定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

③収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別の売上	金額
M&A仲介事業	122,347
顧客との契約から生じる収益	122,347

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「①重要な会計方針に関する注記 (1) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 150株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。